

神 埼 市 立 地 適 正 化 計 画 策 定 及 び  
都 市 計 画 マ ス タ ー プ ラ ン 改 定 業 務 委 託  
公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 要 領

佐賀県神埼市

建設部建設課

神崎市立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、神崎市立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するための公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

神崎市立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務委託

(2) 業務内容

「神崎市立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務委託仕様書」による

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月17日まで

(4) 契約限度額

31,515千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

令和7年度： 7,721千円（上限）

令和8年度：13,956千円（上限）

令和9年度： 9,838千円（上限）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、またこの契約限度額を超えてはならない。

3. 担当部署

本業務の担当部署は、次のとおりとする。

神崎市役所 建設部 建設課 都市計画係

住 所：〒842-8601 佐賀県神崎市神崎町鶴3542番地1

電 話：0952-37-0103（直通）

E-mail：toshikeikaku@city.kanzaki.lg.jp

4. 参加資格

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

なお、参加資格の審査は、神崎市建設工事等入札資格審議会（以下「入札資格審議会」という。）規定に基づき、神崎市立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務委託受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行うものとし、審査の結

果は「参加表明書」を提出した者全てに電子メールで書面により通知する。

本業務を遂行するにあたり、下記要件をすべて満たしていること

- (1) 令和7・8年度 神崎市建設工事等入札参加資格（測量・建設コンサルタント等）を有している者のうち、競争参加資格希望業種区分において、都市計画及び地方計画部門に係る業務の登録があること。
- (2) 佐賀県内に本店又は契約権限を有する支店（営業所）を有する者であること。
- (3) 配置予定の技術者は、「神崎市立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務委託仕様書」に記載の資格を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (5) 過去5年以内（令和2年4月～公告日現在）に立地適正化計画及び都市計画マスタープラン策定支援業務（改定を含む）の実績を有すること（契約期間中の業務は含めない）。
- (6) 神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置要領(平成18年告示第21号)による指名停止を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申し立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合を除く。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (9) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。また暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (10) 国税及び地方税を滞納していないこと。

## 5. 選定方法

本市に「神崎市立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務委託受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という）」及び選定委員会を設置する。

審査委員会において、第1次審査及び第2次審査を実施し、企画提案者の採点を行い、順位を付ける。審査委員会の結果を選定委員会に報告し、選定委員会の審査により、受託候補者を選定する。

実施日程等

| 内 容           | 日 時                                    |
|---------------|----------------------------------------|
| 公告（公募開始）      | 令和7年11月10日（月）                          |
| 参加表明書等質問書受付期間 | 令和7年11月10日（月）から<br>令和7年11月20日（木）午後5時まで |
| 参加表明書等質問書回答期限 | 令和7年11月21日（金）                          |
| 参加表明書等提出期間    | 令和7年11月10日（月）から<br>令和7年11月25日（火）午後5時まで |
| 参加資格の審査       | 令和7年11月27日（木） ※予定                      |
| 参加資格審査結果の通知   | 令和7年11月28日（金） ※予定                      |
| 企画提案書等質問書受付期間 | 令和7年11月10日（月）から<br>令和7年11月28日（金）午後5時まで |
| 企画提案書等質問書回答期限 | 令和7年12月 1日（月）                          |
| 企画提案書等提出期間    | 令和7年11月10日（月）から<br>令和7年12月 2日（火）午後5時まで |
| 第1次審査         | 令和7年12月 4日（木） ※予定                      |
| 第1次審査結果の通知    | 令和7年12月 8日（月） ※予定                      |
| 第2次審査         | 令和7年12月12日（金） ※予定                      |
| 選定結果の通知       | 令和7年12月18日（木） ※予定                      |

6. 参加表明書等の提出

（1）提出書類

別添「神埼市立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務委託参加表明書等提出要領」による。

（2）提出部数

正本1部

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。それ以外の方法による提出は認めない。

(4) 提出期限

「5. 選定方法」に定める実施日程等のとおり。

(5) 提出場所

「3. 担当部署」に同じ。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

別添「神崎市立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務委託企画提案書等提出要領」による。

(2) 提出部数

正本1部 副本12部（複写可）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

(4) 提出期限

「5. 選定方法」に定める実施日程等のとおり。

(5) 提出場所

「3. 担当部署」に同じ。

8. 参加資格の喪失（欠格事項）

下記の各号のいずれかに該当する場合は、参加資格を喪失するものとする。

(1) 本実施要領の「4. 参加資格」を満たさなくなった場合

(2) 本実施要領に定める手続き以外の手法により、選定委員、審査委員又は担当部署等の関係者に本プロポーザルに対する不正な働きかけを直接又は間接的に求めた場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

(4) 指定する様式によらない場合

(5) 提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合

(6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(7) 虚偽の記載がなされた場合

## 9. 審査概要

本プロポーザルにおける神崎市立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務委託にあたっては、企画提案者から提出された企画提案書等及び企画提案者からのプレゼンテーションを受け、総合的に審査する。

### (1) 第1次審査（書面審査）

書面審査は、企画提案者の数が5者以上の場合にのみ行い、上位4者を選定する。

### (2) 第2次審査（プレゼンテーション審査及び総合審査）

① 1企画提案者あたり制限時間30分（提案説明20分、質疑10分）によるプレゼンテーション審査を行う。

② 実施場所は、神崎市役所とする。

※時間等の詳細は、別途企画提案者に個別に通知する。

③ 1企画提案者につき参加者数は3名以内とする。（うち少なくとも1名は担当する予定技術者が出席すること。）

④ 企画提案書等を基に説明することとし、企画提案書等と異なる内容の説明は認めない。また、追加の資料配布や展示物・物品等の持ち込みは認めない。

⑤ パソコン等を用いたプレゼンテーションを行うことができる。なお、スクリーンは担当部署にて準備するので、パソコン等その他必要な機器は企画提案者が用意すること。準備及び後片付けは制限時間内で行うこととする。

⑥ 企画提案者が特定できないよう、プレゼンテーションの資料は事業者名等を記載しないこと。また、プレゼンテーション中の事業者の名乗りや、事業者名が分かる作業着や名刺及びバッジ等の着用も不可とする。

### (3) 選定結果

選定結果の通知は、第1次審査及び第2次審査の企画提案者全てに対し、電子メールにて書面により通知する。

## 10. 参加の辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、「辞退届」（様式第9号）を提出すること。なお、提出にあたっては担当部署に事前に電話連絡のうえ、持参又は郵送により提出するものとする。

## 11. その他

(1) 本プロポーザルに伴う企画提案書等の作成及び提出等、それらに係る費用の一切は企画提案者の負担とする。

(2) 提出期間を過ぎた企画提案書等の修正及び変更はできない。

(3) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(4) 提出された企画提案書等は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。

- (5) 提出された企画提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (6) 本市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (7) 提出された書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (8) 審査委員全員の点数の合計が、満点の6割に満たない場合は、受託候補者としては選定しない。

(別表) 神崎市立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務委託  
公募型プロポーザル審査項目及び配点表

| No. | 審査項目            | 審査事項                                                                       | 配点  |
|-----|-----------------|----------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1   | 神崎市の現状・課題に対する理解 | 本市の土地利用の現況、人口動態、都市計画の変遷や経過、関連計画の内容などを理解・把握し、課題を的確に捉えているか。                  | 15  |
| 2   | 都市計画制度の理解       | 都市計画制度に対する専門的かつ高度な知見を持ち合わせ、業務目的、仕様を踏まえた多角的な視点から提案がなされているか。                 | 10  |
| 3   | 企画提案内容          | 本市の現状と課題、将来予測を踏まえた具体的かつ有効な提案がされているか。また、提案内容に説得力があるか。                       | 15  |
| 4   |                 | 特定テーマに対する提案の着眼点、問題点、解決方法が適切かつ論理的に整理されており、有効性・実現性が高いか。                      | 15  |
| 5   |                 | 独創的な視点・新たな視点での工夫、実現性があるか。                                                  | 15  |
| 6   | プレゼンテーション能力     | 企画提案書の内容がわかりやすく整理されているか。説明はわかりやすく論理的で説得力があるか。審査員からの質問に対し、的確に回答することができているか。 | 5   |
| 7   | 業務実績            | 本業務と同種または類似業務の実績などから本業務を遂行可能と判断できる知識を有しているか。                               | 10  |
| 8   | 業務実施体制          | 担当者の人数、経験年数、配置状況から打ち合わせや問い合わせに迅速に対応でき、業務工程に沿った業務遂行が可能な体制が確保されているか。         | 10  |
| 9   | 見積価格の妥当性        | 配点 (5 点) × (提案者の最低見積額) ÷ (当事者の見積額)                                         | 5   |
| 合 計 |                 |                                                                            | 100 |